

第1章

総

論

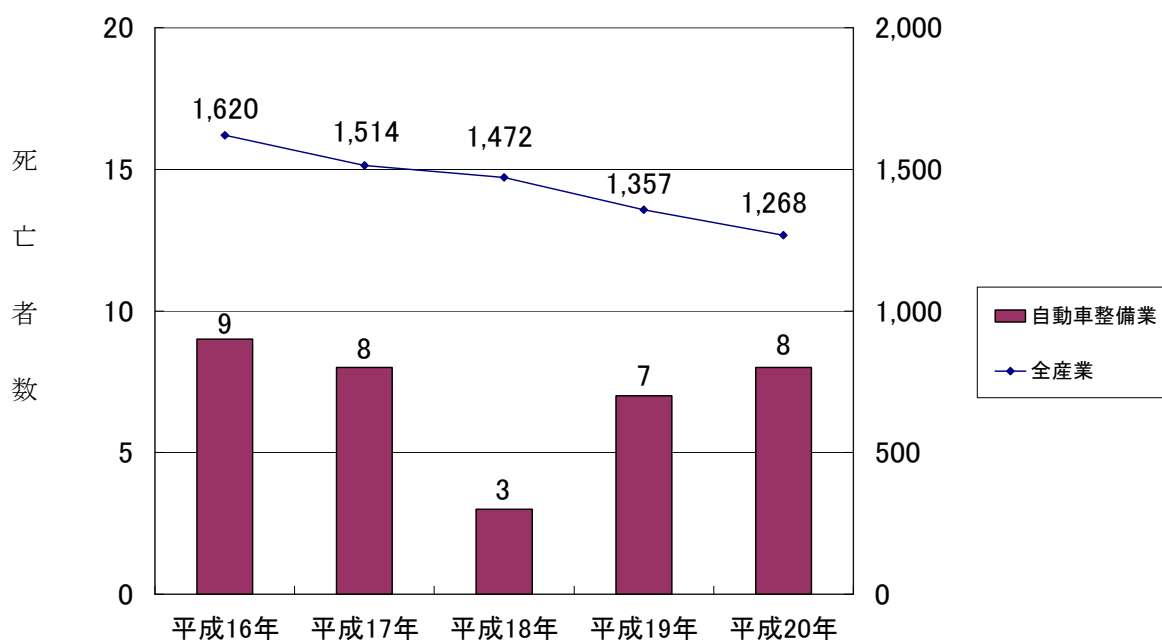
1 自動車整備業における労働災害の発生状況

はじめに、自動車整備業における労働災害の発生状況について見てみましょう。

図1－2の休業4日以上死傷者数は年々減少しており良い傾向が見られますが、図1－1の死亡者数は平成18年を境に増加傾向にあります。

また、自動車整備業の労働災害の特徴としては、図1－3の事故の型から「はさまれ、巻き込まれ」「墜落、転落」「飛来、落下」で約5割を、図1－6の事業場規模別から「1～9人」「10～29人」で9割弱を占める状況となっています。

(1) 死亡者数（平成16～20年）



(「死亡災害報告」からの統計)

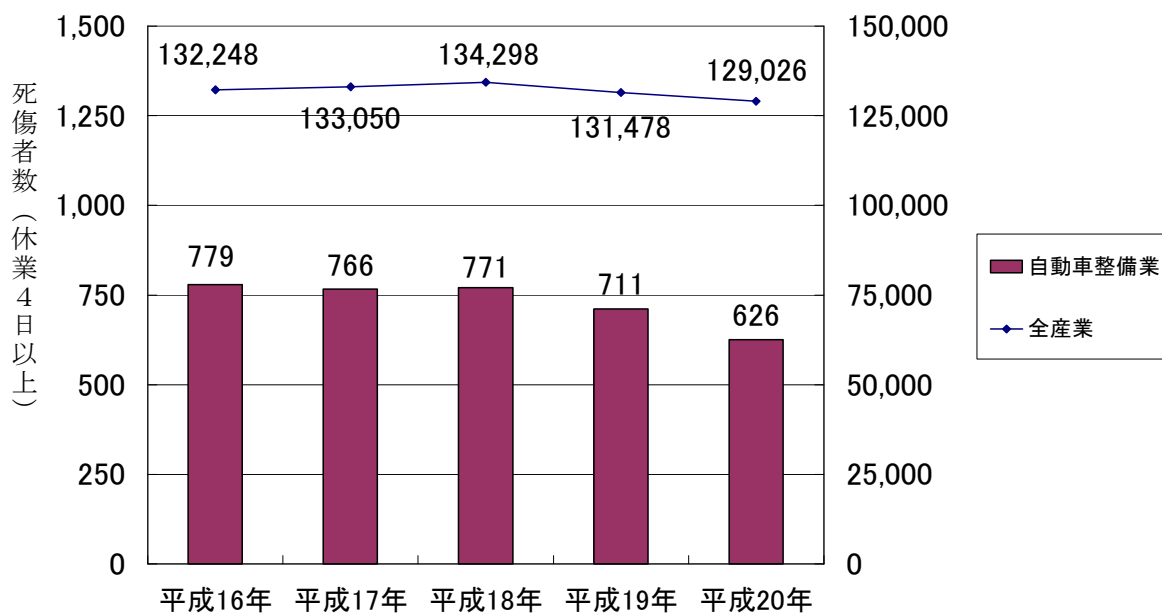
図1－1 死亡者数

表1－1 死亡災害事例

起因物	事故の型	災害状況
トラック	はさまれ、巻き込まれ	ダンプトラックの荷台を上昇させ、整備作業中、荷台が下降し、荷台とシャーシとの間にはさまれた。
トラック	はさまれ、巻き込まれ	10tトラックの修理作業中、車両後部のフデ塗りを行っている時に、他の作業者がそのトラックを移動する準備として、ブレーキ用のコンプレッサーにエアーを溜めるためエンジンをかけたところ、ギアがバックに入っており、10tトラックがバックして被災者が金属製の棚との間に挟まれた。

乗用車、バス、バイク	はさまれ、巻き込まれ	乗用車の車検整備作業中、交換が必要な部品（排気温センサー）を同一メーカーの廃車から取り外そうと、廃車の前部側方に油圧ジャッキをあてて約 50cm リフトアップさせた後、車両下部に潜って取り外し作業を行っていたところ、突然車が後方にずれ、同時にジャッキが倒れたため、車の下敷きとなった。
乗用車、バス、バイク	はさまれ、巻き込まれ	バスの修理作業のため、バス床下のシャーシに油圧式ジャッキ及びうまを利用してバスを持ち上げ、修理終了後に、うまを取り外すために、一旦、ジャッキアップした際、滑り止めとして使用していた木材が割れ、うまがシャーシから外れたためにバスが沈み、バスの後部付近にいた被災者がはさまれた。
乗用車、バス、バイク	はさまれ、巻き込まれ	整備工場のピットにおいて、バスの下廻りに係るなんらかの作業を行っていたところ、当該バスが動き出したため、バスの前にまわり停止させようとした際、バスと給油所柱に挟まれた。
その他の用具	はさまれ、巻き込まれ	貨物自家用車（車両重量 1.76t）をエアーフロアジャッキ（耐圧荷重 1.8t）でジャッキアップし、車両下部に潜り込んでのエンジンオイル交換作業中、車両が落下し下敷きとなった。
はしご等	墜落、転落	工場内において、トラック（最大積載荷重 3.35t）の右側のアオリを外側に開いて溶接してしまったことから、内側に戻すため、アオリの上端と反対側の荷台の角に穴の開いた鉄板の端材を溶接し、レバーブロック（荷締機）を掛けた。脚立の5段目（高さ 1.4m）にのぼり、レバーブロックの締めつけ作業を行っていたところ、荷台の角の溶接部が破断し、その反動で後ろ向きに転落した。
乗用車、バス、バイク	激突され	車両置場において、廃車にした軽自動車からドライブシャフトを取り外す作業において、ジャッキが外れ当該車両の下敷きとなった。
玉掛用具	飛来、落下	道路上で故障したトラックを修理点検するため、移動式クレーンでトラック車体後部をつり上げた状態で車体に下に入って作業していたところ、つり上げに使用していた繊維ベルトのアイが切断し、被災者に車体が落下した。
引火性の物	火災	被災者は、フォークリフトで廃車を持ち上げ、廃車のガソリントankに残存していたガソリンを抜く作業を行っていた時に、何らかの原因で身体にかぶったガソリンに引火し、被災した。病院で治療を受けたが、死亡した。

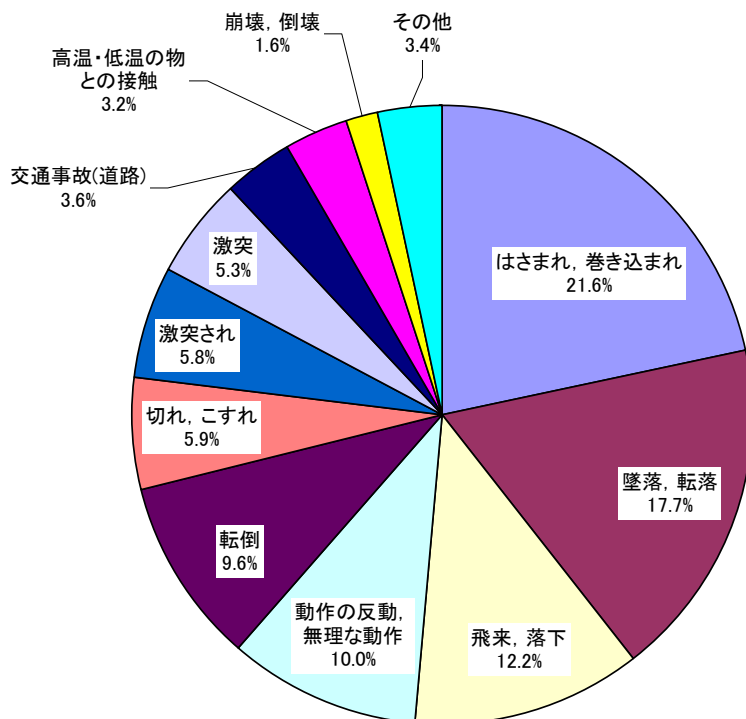
(2) 休業4日以上死傷者数（平成16～20年）



（「労働者死傷病報告」からの統計）

図1-2 休業4日以上死傷者数

(3) 事故の型別の死傷災害発生状況（平成16～20年の平均）



（「労働者死傷病報告」からの統計）

図1-3 事故の型別

(4) 起因物別の死傷災害発生状況（平成16～20年の平均）

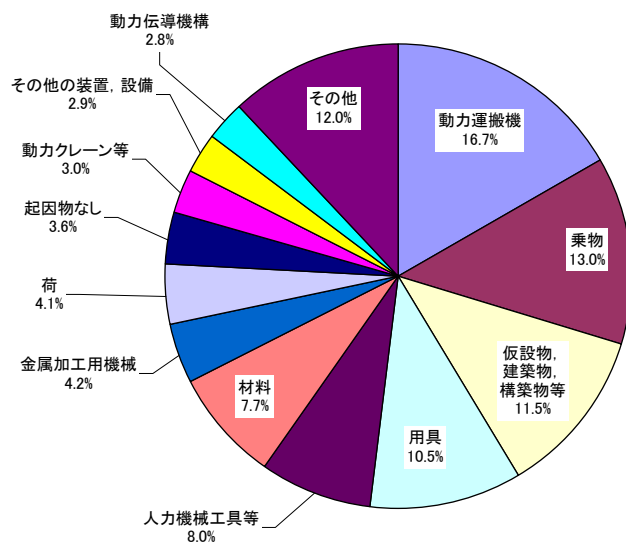


図1-4 起因物別

(5) 年齢別の死傷災害発生状況（平成16～20年の平均）

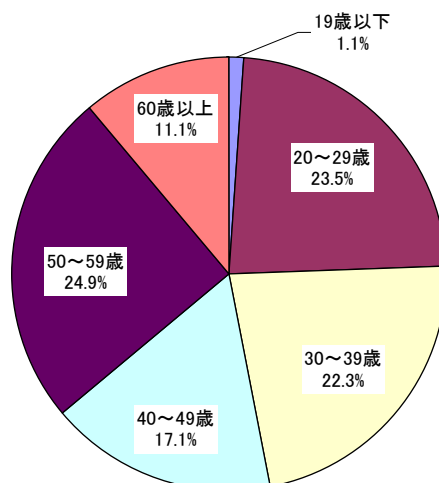


図1-5 年齢別

(6) 事業場規模別の死傷災害発生状況（平成16～20年の平均）

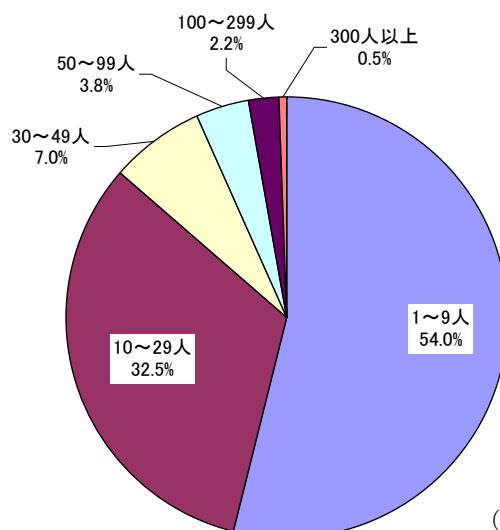


図1-6 事業場規模別

（全て「労働者死傷病報告」からの統計）

(7) 度数率（平成16～20年）

「度数率」とは、100万延実労働時間当たりの労働災害による死傷者数で、災害発生の頻度を表しています。

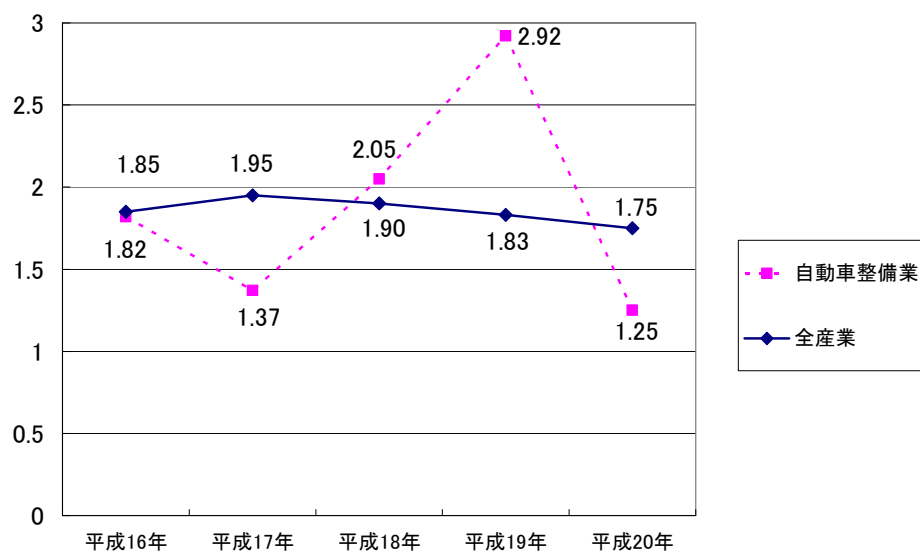


図1-7 度数率

(8) 強度率（平成16～20年）

「強度率」とは、1,000延実労働時間当たりの労働損失日数で、災害の重さの程度を表しています。

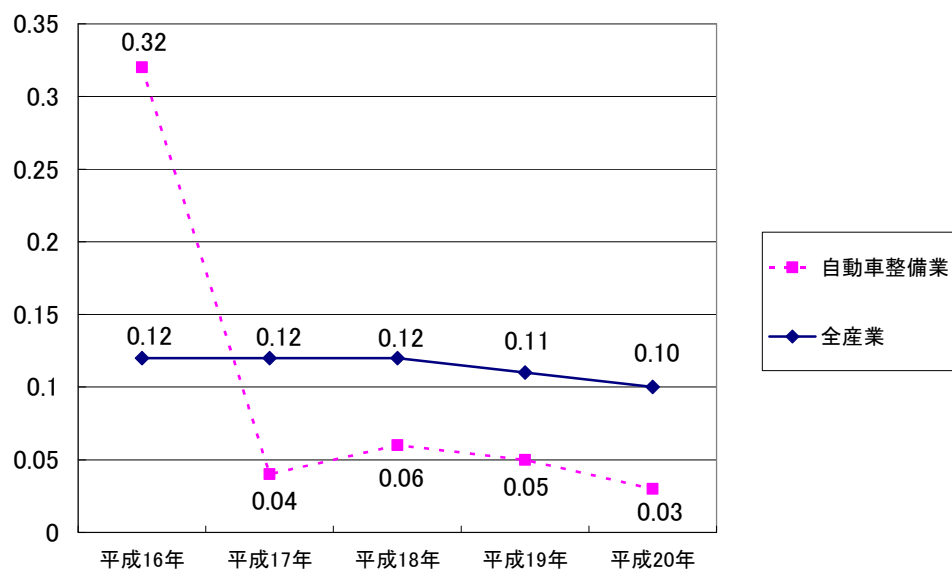


図1-8 強度率

(9) 都道府県別の死傷災害発生状況（平成16～20年）

表1-2 都道府県別の死傷災害発生状況

(単位：人)

年 都道府県	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	計
北海道	77	52	71	66	47	313
青森	16	9	11	9	7	52
岩手	13	16	10	8	9	56
宮城	18	14	13	14	13	72
秋田	16	15	12	5	14	62
山形	8	12	15	10	2	47
福島	21	10	13	24	15	83
茨城	19	15	16	17	11	78
栃木	9	11	12	10	10	52
群馬	7	14	10	13	7	51
埼玉	22	17	20	16	17	92
千葉	26	21	37	31	21	136
東京	32	38	34	33	17	154
神奈川	31	26	25	30	17	129
新潟	17	26	25	16	20	104
富山	7	8	6	8	5	34
石川	16	7	6	8	13	50
福井	8	9	11	9	5	42
山梨	6	5	8	7	4	30
長野	16	12	22	12	12	74
岐阜	22	20	22	15	22	101
静岡	9	22	32	21	18	102
愛知	36	28	34	39	34	171
三重	12	21	18	9	12	72

年 都道府県	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	計
滋賀	6	10	2	10	9	37
京都	17	19	13	15	17	81
大阪	32	41	54	29	36	192
兵庫	37	37	31	27	18	150
奈良	12	8	9	10	8	47
和歌山	6	12	12	9	4	43
鳥取	6	6	5	6	4	27
島根	10	7	6	6	2	31
岡山	13	25	16	12	17	83
広島	22	23	13	17	14	89
山口	11	11	9	12	8	51
徳島	7	12	8	7	9	43
香川	9	12	6	7	11	45
愛媛	12	22	10	9	13	66
高知	5	5	7	13	3	33
福岡	37	28	41	36	31	173
佐賀	4	7	2	6	5	24
長崎	11	8	9	13	6	47
熊本	18	15	3	11	19	66
大分	10	11	11	11	16	59
宮崎	9	6	4	6	6	31
鹿児島	9	8	7	7	14	45
沖縄	11	9	12	6	4	42

(「労働者死傷病報告」からの統計)

2 労働安全衛生法について

(1) 安全衛生に関する法律

労働者の安全衛生に関する法律には、労働安全衛生法をはじめいくつかの法律があります。特に労働安全衛生法には、労働災害防止のために守らなければならない事項が規定されています。法律の施行に伴う具体的な事項については、政令や省令、告示等で示されています。

安全衛生に関する法体系図は次の図1－9のとおりです。

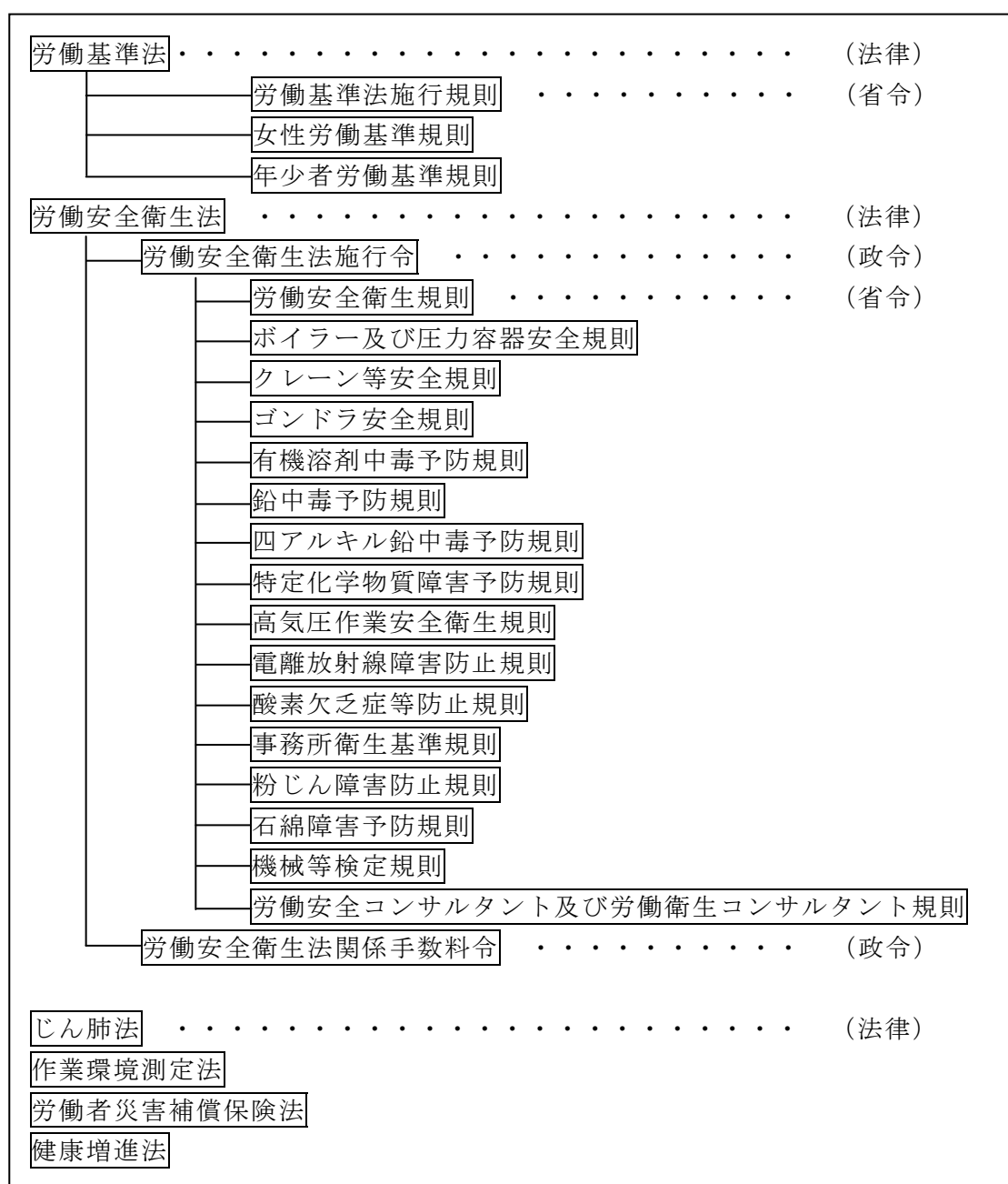


図1－9 安全衛生に関する法体系図

- 法律：** 国会両院の議決で成立します。なお、法律案について参議院が衆議院と異なった議決をしたときは、衆議院が出席議員の3分の2以上の多数で再び可決すれば法律となります。法律は、主任の国务大臣が署名し、内閣総理大臣が連署し、天皇がこれを公布します。
- 政令：** 憲法及び法律の規定を実施するために内閣が制定する法令で、閣議によって決定し、主任の国务大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とし、天皇が公布します。
- 省令：** 各省大臣が、主任の行政事務について、法律若しくは政令の特別の委任に基づいて発する法令です。厚生労働大臣が定めるものを厚生労働省令といいます。省令は、主に「〇〇〇規則」という法令名となっています。
- 告示：** 公の機関が法令に基づいて指定、決定等の処分その他の事項を一般に公に知らせる行為又はその行為の形式の一種で、法令としての性格をもつことになります。
- 通達：** 各大臣、各委員会及び各庁の長が、その所掌事務について、所管の諸機関や職員に示達する形式の一つで、執務上依拠しなければならない法令の解釈や運用方針等を内容としています。

(2) 労働安全衛生法

労働者の安全と健康を確保するための安全衛生対策等については、労働基準法(昭和22年法律第49号)の中で定められていました。しかし、昭和30~40年代になると、急激に変化する産業社会の実態に災害防止対策が即応できないこと等から、労働基準法の「安全及び衛生」の部分と労働災害防止団体等に関する法律の「労働災害防止計画」及び「特別規制」を統合したものを母体とし、新たに規制事項や国の援助措置等の規定を加え、安全衛生に係る法制の充実強化を図るため、労働安全衛生法が制定されました(昭和47年法律第57号)。

この労働安全衛生法の目的は、第1条に示されていますが、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化、自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的、計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的としています。

また、第3条には、事業者は単に労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて、職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならないことになっています。また、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければなりません。

さらに、第4条には、労働者は労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならないこととされています。

3 事業場の安全衛生管理体制について

(1) 安全衛生管理体制

労働安全衛生法では、労働災害を防ぎ、事業者の自主的な安全衛生活動を確保するため、図1-10のような安全衛生管理体制を整備することが義務づけられています。

安全衛生管理体制は、事業場の従業員全員が協力して安全衛生を進めていくために必要なものです。

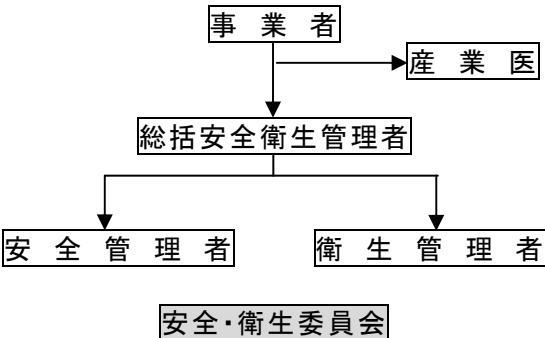
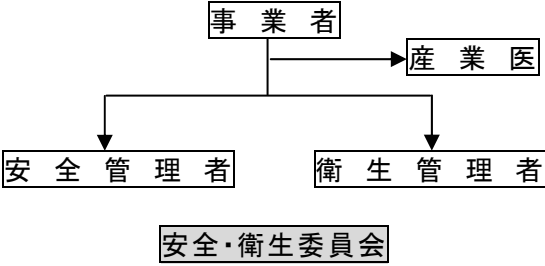
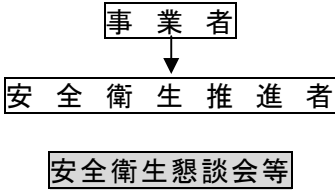
業種 規模 (労働者数)	自動車整備業 (令2条2号の業種)
1,000人～	
300～999人	
100～299人	
50～99人	
10～49人	
1～9人	

図1-10 事業場規模別安全衛生管理体制

事業者： 法人であれば当該法人、個人企業であれば事業経営者を指し、法人である会社自体が労働安全衛生法の定める措置を講じる責任を負わされます。

総括安全衛生管理者： 労働安全衛生法上、常時 300 人以上の労働者を使用する自動車整備業の事業場で、事業全体の責任者から選任し、事業場全体の安全衛生管理を統括したり、安全管理者、衛生管理者を指揮する者です。

総括安全衛生管理者の職務

- ① 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること
- ② 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること
- ③ 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること
- ④ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること
- ⑤ 安全衛生に関する方針の表明に関すること
- ⑥ 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること
- ⑦ 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること

安全管理者： 労働安全衛生法上、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場で選任が義務づけられています。安全管理者に選任されるには、一定の資格（労働安全衛生法第 11 条第 1 項、規則第 5 条）が必要です。安全管理者は、総括安全衛生管理者又は事業者を補佐する者で、総括安全衛生管理者の業務のうち安全に係る技術的事項を管理する者として位置づけられています。

安全管理者の職務

- ① 建設物、設備、作業場所又は作業方法に危険がある場合における応急措置又は適当な防止の措置
- ② 安全装置、保護具その他危険防止のための設備・器具の定期的点検及び整備
- ③ 作業の安全についての教育及び訓練
- ④ 発生した災害原因の調査及び対策の検討
- ⑤ 消防及び非難の訓練
- ⑥ 作業主任者その他安全に関する補助者の監督
- ⑦ 安全に関する資料の作成、収集及び重要事項の記録
- ⑧ 他の事業場の労働者と混在して作業を行う場合における安全に関し、必要な措置

衛生管理者： 労働安全衛生法上、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場で選任が義務づけられています。衛生管理者には、一定の資格（労働安全衛生法第 12 条第 1 項、規則第 10 条）が必要です。衛生管理者は、総括安全衛生管理者又は事業者を補佐する者で、総括安全衛生管理者の業務のうち衛生に係る技術的事項を管理する者として位置づけられています。

衛生管理者の職務

- ① 健康に異常のある者の発見及び処置
- ② 作業環境の衛生上の調査
- ③ 作業条件、施設等の衛生上の改善
- ④ 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備
- ⑤ 衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持に必要な事項
- ⑥ 労働者の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び移動に関する統計の作成
- ⑦ 他の事業場の労働者と混在して作業を行う場合における衛生に関し必要な措置
- ⑧ その他衛生日誌の記載等職務上の記録の整備等

産業医： 労働安全衛生法上、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場で、資格者（医師で一定の研修修了者等）からの選任が義務づけられています。産業医は、労働者の健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置、労働者の健康障害の原因の調査と再発防止のための対策の樹立等労働者の健康管理を行うこととしています。

産業医の職務

- ① 健康診断及び面接指導等の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること
- ② 作業環境の維持管理に関すること
- ③ 作業の管理に関すること
- ④ 労働者の健康管理に関すること
- ⑤ 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること
- ⑥ 衛生教育に関すること
- ⑦ 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること

安全衛生推進者： 労働安全衛生法上、常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業場で、資格者（一定の学歴と実務経験等）からの選任が義務づけられています。安全衛生推進者は、安全管理者又は衛生管理者と同様の業務を担当する者として位置づけられています。

安全衛生推進者の職務

- ① 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること
- ② 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること
- ③ 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること
- ④ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること
- ⑤ 安全衛生に関する方針の表明に関すること

- ⑥ 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること
- ⑦ 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること

安全・衛生委員会： 労働安全衛生法上、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場では、危険防止の基本対策、健康障害防止の基本対策等を審議し労働者の意見を聴く場として安全・衛生委員会の設置が義務づけられています。

安全・衛生委員会の審議事項

- ① 労働者の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること
- ② 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全及び衛生に係るものに関する
- ③ 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関する
- ④ 安全衛生に関する規程の作成に関すること
- ⑤ 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、安全及び衛生に係るものに関する
- ⑥ 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること
- ⑦ 安全衛生教育の実施計画の作成に関すること
- ⑧ 化学物質の有害性の調査並びにその結果に対する対策の樹立に関する
- ⑨ 作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関する
- ⑩ 定期に行われる健康診断、臨時の健康診断、自ら受けた健康診断及びその他の医師の診断、診察又は処置の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関する
- ⑪ 労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関する
- ⑫ 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関する
- ⑬ 労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関する
- ⑭ 労働基準監督署長等から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働者の危険の防止及び労働者の健康障害の防止に関する

安全衛生懇談会： 安全委員会や衛生委員会の設置が義務づけられていない事業場においては、関係労働者の意見を聴く機会を設けるようにしなければなりませんので、安全衛生懇談会等を設けることをお勧めします。

(2) 労働者の就業に当たっての措置

自動車整備業においては、免許を受けた者、技能講習修了者など一定の資格を有する者でなければ当該業務に従事できないこととなっています。

(法：労働安全衛生法、 令：同法施行令、 安規：労働安全衛生規則)

① 就業制限業務

業務の内容(法 61 条、令 20 条)		業務に就きことができる者(資格者)	資格の取得方法
ガス溶接の作業	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は過熱の業務	ガス溶接作業主任者	指定試験機関が行う免許試験
		ガス溶接技能講習修了者	登録教習機関が行う技能講習
玉掛け作業	制限荷重が1トン以上の揚貨装置又ははつり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務	玉掛け技能講習修了者	登録教習機関が行う技能講習

② 作業主任者（有資格者）を選任すべき業務

令6条各号	資格の種類	作業主任者の名称	選任すべき作業 (法 14 条、令6条、安規 16 条)	関係条項
2	免許	ガス溶接作業主任者	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置(10 以上の可燃性ガスの容器を導管により連結又は9以下の水素若しくは溶解アセチレンを 400 リットル以上、その他のガス 1,000 リットル以上)を用いて行う金属の溶接、溶断、過熱の業務	安規 314
23	技能講習	有機溶剤作業主任者	有機溶剤(令別表第6の2)の製造、取扱い作業	有機則 19

③ 危険・有害に従事する労働者で資格（又は特別教育）を必要とする業務

安規 36 条各号	特別教育を必要とする危険有害業務(法 59 条、安規 36 条)
1 ※ ¹	研削といしの取替え時の試運転の業務
3	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務
4 ※ ²	・ 高圧(直流 750 ボルト、交流 600 ボルトを超え 7,000 ボルト以下の電圧)若しくは特別高圧(7,000 ボルトを超える電圧)の充電電路若しくは充電電路の支持物の敷設、点検、修理、操作の業務 ・ 低圧(直流 750 ボルト以下、交流 600 ボルト以下)の充電電路(対地電圧 50 ボルト以下、電信電話用を除く)敷設、修理の業務又は配電盤室、変電室等の低圧電路の充電部分が露出している開閉器の操作の業務
15	次の掲げるクレーンの運転の業務 イ つり上げ荷重が5トン未満のもの ロ つり上げ荷重が5トン以上の跨線テルハ
19	つり上げ荷重が1トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務
29	特定粉じん作業に係る業務 例)溶接作業、グラインダーによる研磨作業 など
33	圧縮空気を用いて自動車用(二輪車を除く)のタイヤに空気を充てんする業務

※1 自工場におけるグラインダーの砥石を交換する作業

※2 ハイブリッド車及び電気自動車の電気部分に係る作業

4 危険性又は有害性から労働災害（健康障害を含む）へ

（1）労働災害に至る流れ

「労働者（人）」が何らかの作業を行うときには、必ず危険性や有害性のある状況におかれますが、この状況から労働災害（健康障害を含む）に至る流れは、図1－11に示したとおりです。すなわち、「労働者」が「危険性又は有害性」に近づくことによりリスクが発生し、その時、「安全衛生対策の不備」があると「労働災害」につながります。

労働災害を発生させないためには、「危険性又は有害性（もの）」を除去または低減するか、「労働者（人）」と「危険性又は有害性（もの）」に近づく必要がないようにするか、あるいは十分な安全衛生対策により近づけないようにすることが必要です。

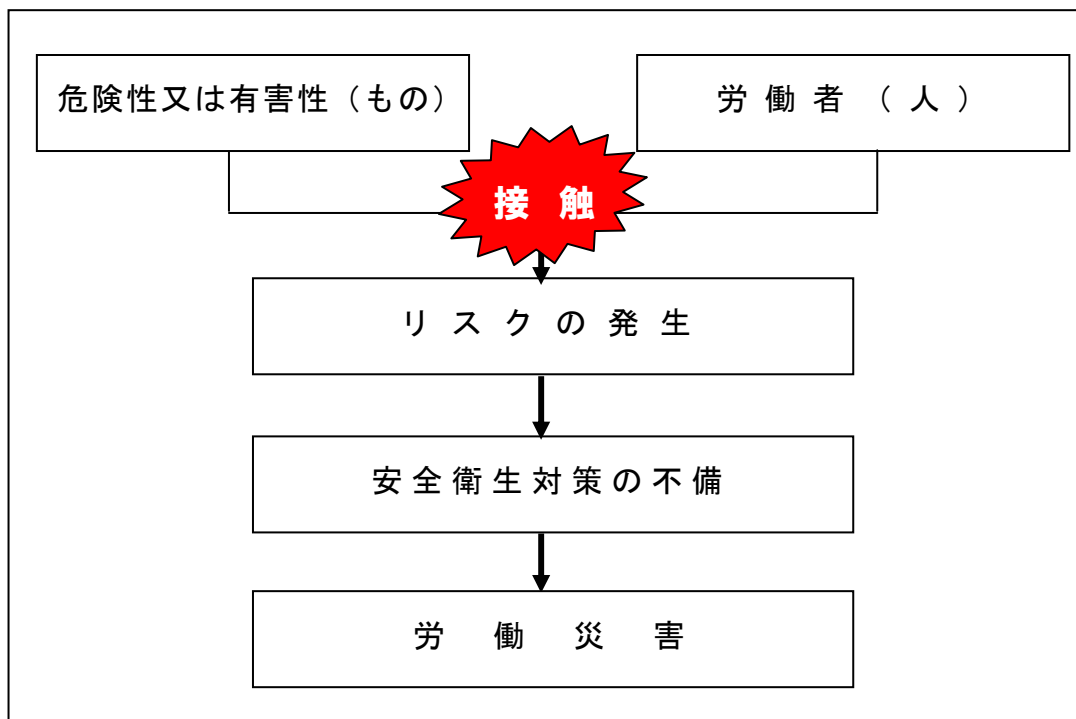


図1－11 危険性又は有害性から労働災害（健康障害を含む）に至る流れ

（2）労働災害の発生のタイプ

労働安全衛生法第2条で、『労働災害とは労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。』と定義しています。

さらに、労働災害は職場に潜む種々の危険有害因子によって引き起こされますが、墜落や巻き込まれなどによる負傷や死亡災害など、作業者が危険と出会った時点で瞬間的に発生するものと、粉じんの吸入によるじん肺など一定の時間的な経過をた

どって発生するものがあります。

例えば、労働衛生面からみた労働災害の発生のタイプには表1-3のようなものがあります。急性障害はその場で短時間のうちに発症するもので、慢性障害はばく露から発症まで長時間を要するものです。

表1-3 労働衛生面からみた労働災害の発生タイプ

発生タイプ	主な原因	主な事例
急性障害	・有害化学物質等 ・有害エネルギー ・その他	CO中毒、硫化水素中毒、アレルギー、急性有機溶剤中毒、酸素欠乏症、等 急性放射線障害、災害性腰痛、熱中症、紫外線性角膜炎、等 病原体によるもの、生物毒等
慢性障害	・有害化学物質等 ・有害エネルギー ・その他	有機溶剤中毒(急性中毒のほか、有機溶剤による神経障害、肝臓障害、腎臓障害等を含む)、特定化学物質による中毒、鉛中毒、じん肺、職業がん、等 騒音性難聴、振動障害、疲労性腰痛、赤外線性白内障、晩発性放射線障害、等 病原体によるもの等
作業関連疾患	・基礎疾患のコントロール悪化 ・身体的・心理的ストレス等	高血圧、糖尿病等 脳血管疾患、虚血性心疾患、不整脈、頸肩腕症候群、不眠症、抑うつ状態、等

5 労働災害の発生と企業の責任について

企業は、事業活動目的に従い従業員を雇用し、これを組織・管理してその目的に沿って統合して運営する法的な存在です。もし、みなさんの企業に死亡災害等が発生した場合には、企業としてどのような責任が発生するのでしょうか。次の図1-12を元にして説明します。



図1-12 労働災害の発生と企業の責任

(1) 刑事上の責任

労働安全衛生法では、事業者に対して労働災害防止の事前予防のための安全衛生管理措置を定め、これを罰則をもって遵守を義務づけています。労働災害の発生の有無を問わず、これを怠ると刑事責任が課せられます。

また、業務上労働者の生命、身体、健康に対する危険防止の注意業務を怠って、労働者を死傷させた場合、業務上過失致死傷罪（刑法第211条）に問われることになります。

(2) 民事上の責任

被災労働者又は遺族から労働災害で被った損害について、不法行為責任や安全配慮義務違反で損害賠償を請求されることがあります。その請求により労災保険給付が行われた場合、事業者は労災保険給付の価額の限度で損害賠償の責任を免れます。

しかし、労災保険給付では精神的苦痛に対する慰謝料など損害の全てをカバーしているわけではありません。労災保険給付を超える損害に関しては、民事上の損害賠償の責任が問われます。

事業者が民事上の損害賠償の責任が問われる法的根拠として、最近は、「労働契約の付随義務として安全配慮義務を尽くして労働者を災害から守らなければならない債務不履行責任（民法第 415 条）」による損害賠償を認める裁判例が多く見られます。

(3) 補償上の責任

労働者が労働災害を被った場合、被災労働者やその家族が生活に困らないように保護する必要があります。そこで、労働基準法及び労働者災害補償保険法によって使用者の無過失責任として、業務の遂行に内在する危険性が現実化して事故が発生した場合には、労働者の治療と生活補償を目的とする補償を使用者に義務づけています。

(4) 行政上の責任

労働安全衛生法違反や労災発生の急迫した危険がある場合には、機械設備の使用停止や作業停止等の行政処分を受けることがありますし、取引先（他官庁）からの取引停止（指名停止）を受ける等の処分を受けることがあります。

(5) 社会的な責任

(1) から (4) の責任を負った企業は、社会からの信頼性が低下することは明らかであり、また、労働災害による直接及び間接コスト（間接コストは、直接コストの 4 倍になると言われている。）により、企業としての基盤が危ぶまれることとなります。

(6) 安全配慮義務とは

企業の安全配慮義務とは、「災害を起こす可能性」すなわち「危険及び健康障害」を事前に発見し、その防止対策（災害発生の結果の予防）を講ずるということがその内容として使用者の義務とされています。労働契約法第 5 条にこれが明記されており、さらに民法上の労働契約等に基づく使用者の債務とされており、この義務を怠って労働災害を発生させると民事上の損害賠償義務が生じます。

ただし、安全配慮義務は、事業者が労働安全衛生法を守っているだけでは完全に履行されたことになりません。労働安全衛生法はあくまでも守るべき最低限のもので、法定基準以外の労働災害発生の危険防止についても、企業は安全配慮義務を負

っています。すなわち、労働安全衛生法上の刑事責任を免れることと、民事上の損害賠償責任とは必ずしも一致するものではありません。

なお、使用者と労働者の関係を図1-13に示します。

判例（昭和59年4月10日最高裁3小判決、川義事件）

「雇傭契約は、労働者の労務提供と使用者の報酬支払をその基本内容とする双務有償契約であるが、通常の場合、労働者は、使用者の指定した場所に配置され、使用者の供給する施設、器具等を用いて労務の提供を行うものである。

使用者は、右の報酬支払義務にとどまらず、労働者が労務提供のため設置する場所、設備もしくは器具等を労働者が使用し又は使用者の指示のもとに労務を提供する過程において、労働者の生命及び身体等を危険から保護するよう配慮すべき義務『**安全配慮義務**』を負っている。」

労働契約法 ～ 平成20年3月1日施行 ～

（労働者の安全への配慮）

第5条 使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。

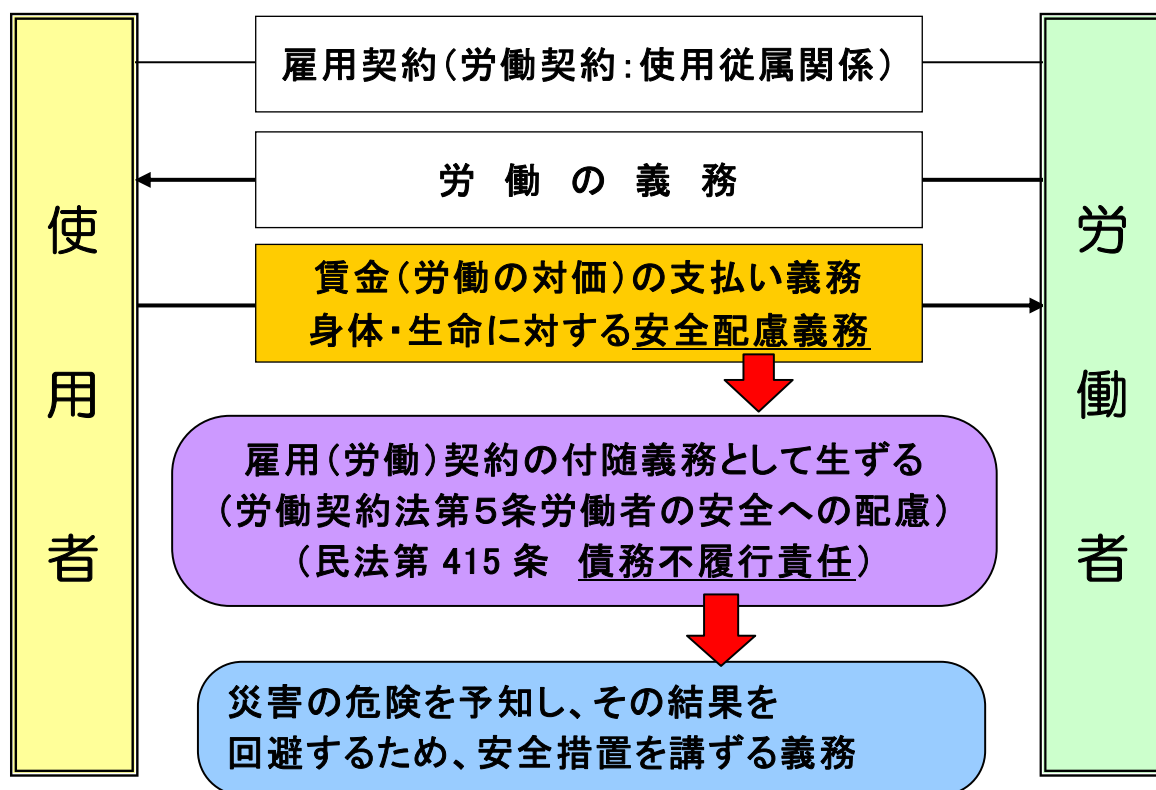


図1-13 安全配慮義務

6 第11次労働災害防止計画について

(1) 労働災害防止計画とは

労働災害防止を図るためには、国、事業者、労働者をはじめとする関係者が一体となり、対策を総合的かつ計画的に実施する必要があります。

このため、厚生労働大臣は、労働災害防止についての総合的な計画を長期的な展望に立って策定し、厚生労働大臣自ら今後とるべき施策を明らかにするとともに、労働災害防止の実施主体である事業者等において取り組むことが求められる事項を示し、その自主的活動を促進することとしています。この計画が、労働安全衛生法第2章に規定されている「労働災害防止計画」であり、昭和33年以来11次にわたり、5ヵ年計画として策定されてきました。今般、平成20年度を初年度とし、平成24年度を目標年度とする第11次労働災害防止計画が平成20年3月に公示されました。

(2) 第11次労働災害防止計画のポイント

① 計画における安全衛生対策に係る基本的な考え方

死傷災害等の労働災害全体を一層減少させるため、事業場における危険性又は有害性の特定、リスクの見積り、リスク低減措置の検討等を行い、それに基づく措置の実施を行う「危険性又は有害性等の調査等」が広く定着することが必要であり、その取組を促進する。

② 計画の目標

ア 死亡者数について、平成24年において、平成19年と比して 20%以上減少させること。

イ 死傷者数について、平成24年において、平成19年と比して 15%以上減少させること。

ウ 労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること。

③ 自主的な安全衛生活動の促進

「危険性又は有害性等の調査等」の適切な実施の促進を図るため、中小規模事業場を重点とした専門家による指導、中小規模事業場や特定の業種等における典型的な作業等に係るマニュアル等の作成を行うとともに、業界団体による普及活動の支援等を行う。

事業場における担当者の養成、事業場の担当者への指導等を行う専門的人材の養成を促進する。

④ 労働災害多発業種対策

ア 卸売・小売業、社会福祉施設、廃棄物処理業等の労働災害の多発している業種、増加している業種、労働災害発生率の高い業種等について、業種別モデル安全衛生管理規程、労働災害防止のためのガイドライン等を活用した対策を推進する。

- イ 「危険性又は有害性等の調査等」について、中小規模事業場を重点とした専門家による指導、中小規模事業場における典型的な作業等に係るマニュアル等の作成、業界団体による普及活動の支援等を行う。
- ウ 交通労働災害防止対策のためのガイドライン等の周知徹底を図るとともに、運転者教育の実施について必要な支援、援助等を行う。
- エ 労働災害事例等の安全衛生情報の公開を進めるとともに、これらの情報を活用した自主的な安全衛生活動を促進する。